

# 尖閣諸島問題と先住民族の権利

—先住民族の視点から領土問題を考える—

上 村 英 明

## The Senkaku Islands Issue and the Rights of Indigenous Peoples — To Consider Territorial Issues from the Perspective of Indigenous Peoples —

Hideaki Uemura

### Abstract

This article considers territorial issues, in particular the Senkaku islands issue from the perspective of indigenous peoples. Since the establishment of modern international law, these peoples who regarded as “uncivilized” or “savage” have not been recognized as respected actors in international society. Regarding territorial issues, too, many of them have ignored as the actors in recent discussions. In general, the Senkaku islands issue is supposedly a conflict between two countries: Japan and China, or between three governments: Japan, China and Taiwan. However, this article attempts to prove that the Ryukyuan people, who were deprived by Japanese colonialism, have the legitimate territorial right of the Senkaku islands. The governments should pursue ways for all peoples to co-exist in this area acknowledging the Ryukyuan’s rights.

*Keywords* : SENKAKU islands, territorial issues, the rights of indigenous peoples, colonialism, Northern Territories

キーワード：尖閣諸島、領土問題、先住民族の権利、植民地主義、北方領土

1. はじめに：国家と「人民」と先住民族（indigenous peoples）

第二次世界大戦が終わると、国際社会の主体は「人民 (peoples)」となった。1945年6月に採択された国連憲章前文が、「われら連合国の人民 (We the Peoples of the United Nations)」という主語で始まっていることは、これを端的に表している。さらに、この内容は、1960年12月に採択された「植民地諸国・人民に対する独立付与に関する宣言 (Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples)」(以下、植民地独立付与宣言)でより明確になる。つまり、この時代以前には、国際社会の主体となる権利は欧米型の政治機構(政府)あるいは欧米諸国の政府が「近代的な」政治機構(政府)を持つとみなした集団にしか付与されなかった。具体的な事例でいえば、1919年に設置された国際連盟の加盟国を見れば、この基準が理解できるだろう。これに対し、国連は、欧米諸国の政府が「近代的な」政治機構を持つと、それまでみなさなかった集団である「人民」にも、国際社会の主体となる権利を認めることになった。その結果のひとつとして、1960年代には、アジア・アフリカで多くの「人民」が「国家」を成立させ、国連に加盟して、国際社会の新たな主体となった<sup>1)</sup>。(もちろん、新しい国家には、欧米型の憲法の制定や議会の設置などの形式が要求されたが。)

しかし、なぜ世界各地の多くの「人民」は、この時代まで、国際社会の主体となる権利を認められなかったのだろうか。それは、「文明化の使命 (Manifesto Destiny)」など欧州列強諸国が作り上げたイデオロギーの下で、「未開 (uncivilized)・野蛮 (savage)」と決めつけられた「人民」は支配される対象とされ、彼らには欧米中心の国際社会における正当な権利の主体性が想定されなかったからである。アジア、アフリカ、ラテンアメリカなどで、多くの「人民」が自己決定権 (right to self-determination) を行使した後も、あるいは「植民地独立付与宣言」が採択された後も、狩猟や採集、牧畜などを生業とする「人民」や小規模な王国などを形成した「人民」には「自己決定権」の行使は認められなかった。これが、1970年代に国際社会に登場する「先住民族 (indigenous peoples)」と呼ばれる集団の問題である<sup>2)</sup>。彼らは、その多くが独立した「人民」として、自己決定権の行使を長年に渡って希望してきたが、さまざまな形態の植民地支配の下、その要求はことごとく無視されてきた。とくに、アジア、アフリカでは、植民地の独立は、旧宗主国が持っていた不自然な植民地領域をその地域の主要な「人民」に「払い下げた」に等しく、こうした新興国家の「国民形成」の中で、新たな植民地

支配が展開され、公正な「人民」の自己決定権の行使には更なる運動が必要とされた<sup>3)</sup>。

## 2. 領土問題と植民地主義、先住民族の権利

### 1) 日本に関わる領土問題の特徴とその植民地主義的性格

独立を達成した「国家」にとって、首都が置かれた地域が「中心」であるとするれば、先住民族の領土の多くは、その「国家」の「周辺」いわゆる国境線近くに位置している<sup>4)</sup>。もし、そこに領土問題があれば、その本質を巡る考察には先住民族に対する植民地支配の構造が色濃く影を落としている場合が少なくない。

現在の日本という「国家」を事例に挙げれば、3つの領土問題が存在する。「北方領土」、「竹島（独島）」、「尖閣諸島（釣魚島あるいは釣魚台列島）（以下、尖閣諸島）」の問題である。日本政府が主張するこれらの問題に共通する特徴は、以下の点であろう。第一に、「国家」以外の「主体」が完全に無視されている点であり、これは、固有の領土権の設定に特定の開始時間（「決定的期日」）を設定している第二の特徴につながっている。さらに、第三の特徴として、1952年4月に発効した第二次世界大戦の対日平和条約である「サンフランシスコ平和条約」への交渉プロセスで神話となった、日本はこの戦争によってすべての植民地を失ったという言説に基づき、領土問題となった地域をすべて「固有の領土」と位置づけている点である。「固有の領土（proper territory）」という概念は、国際的には極めてあいまいなものだが、日本政府の主張によれば、「いまだかつて一度も外国の領土になったことがない」<sup>5)</sup> 地域を指す。「サンフランシスコ平和条約」との関係でいえば、植民地として略取したのではない、日本国民の先祖伝来の土地と言い換えることができるだろう。3つの領土問題の相手となる「国家」はロシア、韓国、中国であるが、日本政府の主張によれば、とくに「尖閣諸島」問題では領土問題自体が存在しないという、極めて頑なな態度がとられている<sup>6)</sup>。

### 2) 「固有の領土」化の歴史的構造：「北方領土」を中心に

まず、「北方領土」は、日本の国境問題の構造を考える上でプロトタイプと考えることができる。この領土では、1855年2月にロシアとの間で締結した日露和親条約によって、日本の実効支配が確認されたと日本政府は主張する。確認されたとする根拠には、日本政府の見解によれば、3つの理由が存

在する。第一に、日本において、北方四島の地名を入れた地図が1644年に編纂された例から、17世紀以来北方領土は日本の領土と認識され始めていた。

(具体的には、当時日本の封建領主であった松前藩が自藩の領土と認識していたとする。) 第二に、1785年以来、鎖国政策の例外として、度々探検隊<sup>7)</sup>を当時の「蝦夷地」(アイヌ民族の土地で、日本語本来の意味は、未開で野蛮な異民族(外国人)の土地)に送り、その後「外国人」の侵入を防ぐために、「番所」(守備隊の詰所)を設置して統治を行った<sup>8)</sup>。これら2つの理由は、日露和親条約が交渉されていた当時から極めて弱体な論拠であった。ロシア側は、交渉の場において、実効的な支配がどう及んだかを問い、地図上の記載、探検の実施あるいは「番所」の設置をもって、日本の実効的な支配が存在したとは言い難いと詰め寄った。これに対し、日本政府の出した第三の理由が、北海道本島、樺太南部(北緯50度線以南)、千島列島に居住していた先住民族であるアイヌ民族の存在である。条約交渉の中で、日本政府代表は次のように述べている。

「アイヌは、蝦夷人の事で、蝦夷人は日本所属の人民であるから、アイヌの居住する所はすなわち日本の領土に他ならない。」(現代語訳)<sup>9)</sup>

アイヌ民族の「領土」あるいは「占有地」をもって日本の領土とするという第三の理由は、ロシア政府を最も納得させる論拠であった。これを前提に、交渉が進んだ結果、日露和親条約により、千島列島ではウルップ島とエトロフ島間に国境線が引かれ、樺太は日露両国民の雑居地となった。そして、もうひとつの重要なポイントは、この条約によって、本来アイヌモシリ(アイヌ民族の領土)の中核であった北海道本島という広大な領域(現在の領土面積の約20%)を、一方的に日本の領土に組み込んだことである。この第三の理由は、第二次世界大戦ですべての植民地を放棄したという神話とともに強化された「単一民族(国民)国家」言説の中で後退し、アイヌ民族への言及は極めて限られた形になるが、国際法的には極めて重要な意味を持ち続けた。例えば、1952年4月に発効した「サンフランシスコ平和条約」第2条c項で、日本政府は、樺太南部(南樺太)、千島列島(「北方領土」とされる南千島の4島は、この「千島列島」に含まれないというのが政府見解である)の領土権を放棄したが、「サンフランシスコ平和条約」にソ連が調印しなかったため、放棄した領土の帰属先が未確定であった。つまり、日本政府は、その後も樺太南部と千島列島を2001年まで、ソ連・ロシアの領土権を認

めない領土未帰属地として主張してきたが、この地域こそがアイヌ民族の本来の領土の地理的な範囲であった。この地域に対する領土未帰属地の主張は、2001年1月、ユージノサハリンスクへの日本総領事館の開設によって終わりを告げるが（モーリス・スズキ、2012、197）、これも再びアイヌ民族の権利を無視した形で行われた。

この状況を的確に理解するためには、アイヌ民族自身によるメッセージが重要だろう。1984年5月、アイヌ民族の最大組織北海道ウタリ協会（現北海道アイヌ協会）総会で採択された「アイヌ民族に関する法律案」の「本法を制定する理由」は次のように述べている。

「北海道、樺太、千島列島をアイヌモシリ（アイヌの住む大地）として、固有の言語と文化を持ち、共通の経済生活を営み、独自の歴史を築いた集団がアイヌ民族であり、徳川幕府や松前藩の非道な侵略や圧迫とたたかいながらも民族としての自主性を固持してきた。

明治維新によって近代的統一国家への第一歩を踏み出した日本政府は、先住民であるアイヌとの間になんの交渉もなくアイヌモシリ全土を持ち主なき土地として一方的に領土に組み入れ、また、帝政ロシアとの間に千島・樺太交換条約を締結して樺太および北千島のアイヌの安住の地を強制的に棄てさせたのである。

土地も森も海もうばわれ、鹿をとれば密猟、鮭をとれば密漁、薪をとれば盗伐とされ、一方、和人（註：日本人）移民が洪水のように流れこみ、すさまじい乱開発が始まり、アイヌ民族はまさに生存そのものを脅かされるにいたった。」（上村、2008、126）

こうした植民地化に対するアイヌ民族の訴えは、「北方領土」問題にもつながっている。1991年4月、ロシアのゴルバチョフ大統領の来日に対して、「北方領土」に対するアイヌ民族の先住民族としての権利を確認する陳情書が日本政府に提出された。その中では、この地域に関して、日露両政府が「固有の領土」論を放棄し、先住民族であるアイヌ民族の権利を尊重しながら、ロシアの新島民、日本の旧島民の代表も含めて、共存の道を探よう提案された。残念ながら、アイヌ民族のこうした脱植民地化に関する権利主張の訴えは日本社会の中で無視される場合がほとんどであった。なぜなら、アイヌ民族は同化政策によって「消滅」したという国家的なフィクションが長年作り上げられ、アイヌ民族の権利主張がメディアによって取り上げられる

ことは1990年代の初めまで少なかったし、国民・市民の多くもこれに関心を払わなかった。この民族の存在が「少数民族（民族的少数者）」として日本政府に具体的に認められたのは1997年7月の「アイヌ文化振興法」の制定によってであり、また、日本の国会がアイヌ民族を「先住民族」として認めたのは2008年6月の衆参両院の決議によってである。（いずれも、植民地支配の事実は認定されておらず、アイヌ民族の権利は全く認められていない。）

### 3. 「尖閣諸島」問題に潜む琉球民族への植民地主義

現在、「尖閣諸島」<sup>10)</sup>を巡っては、日中両政府間の緊張が高まっており、実効支配を行っている日本の中にも、緊張を煽る政治勢力は少なくない<sup>11)</sup>。これに対し、日本の市民社会は、1972年の日中共同声明や1978年の日中平和友好条約の時代に戻って「領土問題」を問題解決の知恵が熟成するまで棚上げにし、緊張緩和を図るべきだという議論を展開する。あるいは、国家の対決の論理を取り下げ、市民の論理に基づいて、住民の「生活圏」の議論をすべきだという主張も少なくない<sup>12)</sup>。基本的には、こうした市民の論理の枠組みに賛成しつつも、国家に対する市民の論理であれば、無条件にこれを「善」とすべきではない。それは、「市民」も同質ではなく、さまざまな歴史を背負っているからだ。植民地主義においては、国家が「入植者」という市民とその市民の権利拡大という論理を使って、侵略行為を正当化することもあり得た。例えば、多くの「入植者」が送り込まれた米国の「西部開拓」や「北海道開拓」はその悪しき好例であり、ジャクソニアン・デモクラシー<sup>13)</sup>などは入植した市民の権利拡大であっても、先住民族にとっては支配と差別・抑圧の展開以外の何物でもなかったのである。つまり、市民の論理を使ったとしても、その歴史認識の正当性はきちんと問われなければならないし、その市民の実態が「入植者」なのか、先住民族なのか、農漁民なのか、企業家なのかという問題を棚上げにしてよいわけではない。

#### 1) 日本政府による「尖閣諸島」の「固有の領土」論の枠組み

さて、魚釣島、久場島、大正島などから構成される「尖閣諸島」（図1参照）が日本「固有の領土」である論拠は、「北方領土」に比較しても明らかに時代錯誤的だが、その内容はより整理されている。日本政府の見解によれば、近代国際法上の「先占（prior occupation）」の法理（濱川、2007、2）により、「尖閣諸島」は1895年1月に「無主地（terra nullius）」として日本領土

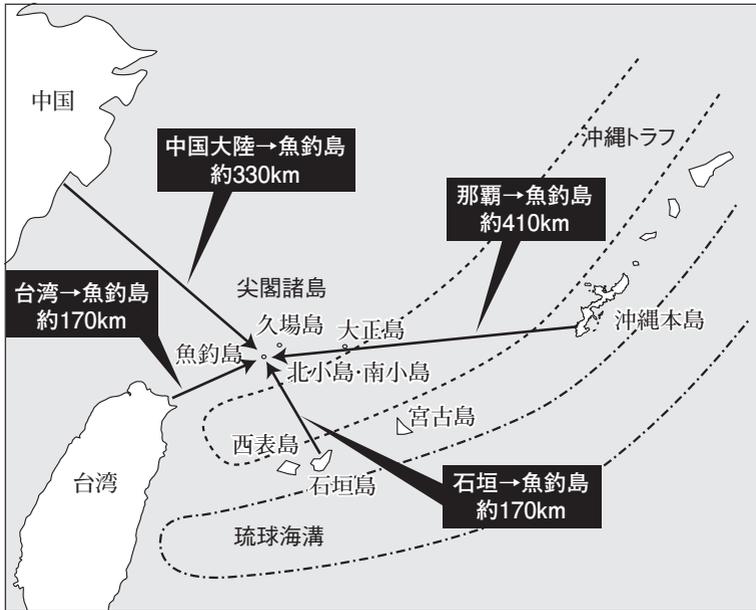


図1 尖閣諸島の位置と海底地形

に編入された。具体的には、1884年に古賀辰四郎という人物が「探検」し、1885年9月以来沖縄県当局がどの政府の管轄下にもないこと、いわゆる国際法上の「無主地」を確認したのち、1895年1月の閣議決定により「固有の領土」として日本に編入したというのである。

この論理の特徴は、まず歴史的領土論を基本的に使っていないことである。繰り返しになるが、「北方領土」においては、少なくとも17世紀の地図作成や松前藩の支配認識、さらには18世紀の日本政府（当時は江戸幕府）による「探検」などが列挙された。しかし、「尖閣諸島」に関しては、「歴史的に一貫してわが国の領土たる南西諸島の一部を構成」<sup>14)</sup>していると記載されている以外、日本政府は1884年を遡るこの地域への関わりを一切言及していない。さらに、「北方領土」が上記の複数の根拠に加え、アイヌ民族が古くからの日本国民であり、アイヌ民族の住むところは日本固有の領土だという論理を利用するのに対して、「尖閣諸島」では、古賀辰四郎の「探検」および沖縄県当局による「無主地」の確認という単線の論拠が使用されているのみである。そして、この点にこそ、本稿が明らかにする日本政府の植民地

主義的領土感覚と歴史認識が潜んでいる。

さらに、「尖閣諸島」が日本に領土編入される1895年1月は、1894年6月には日本軍の出兵が始まり、1895年4月の「下関条約（馬関条約）」の締結によって終戦した「日清戦争」の最中であり、この領有が帝国主義戦争下に行われた領土奪取であるという中国政府の主張<sup>15)</sup>は、韓国政府による「独島（竹島）」問題と通底するところだろう。侵略戦争によって収奪された土地への領土権は、現在の国際法では認められない。

## 2) 日本政府の「尖閣諸島」領有論理の植民地主義的構造

中国政府による論理は後に分析することにし、ここでは日本政府の論理を植民地主義の視点から批判してみたい。これには、4つの問題がある。

第一に、国際法上の大きな枠組みとして、「無主地」・「先占」という論理が21世紀のこの時期に、古い歴史をもつアジア、さらに「尖閣諸島」が位置する東アジアの空間で使われる妥当性への疑問である。

一般的に言えば、「先占」の法理は、欧米諸国が植民地獲得のために編み出した法理として、現在では、多くの国際法学者に批判されている<sup>16)</sup>。簡単に言えば、他国の支配が及んでいない土地を先に「発見」あるいは占領することで自国領とすることだが、歴史の実態は以下のようなものである。この法理の典型は、突然ヨーロッパの「探検家」が大海原を超えて現れ、他のヨーロッパ諸国の統治権が及んでいないことあるいはヨーロッパ型の政治システムがないことを確認して「無主地」と宣言し、一方的な領有宣言を行う行為である。コロンブスがカリブ海地域をスペイン領に、また、クックがオーストラリア大陸を英国領とした論理に他ならない。その点、ヨーロッパ人が「国家」の存在を認めた中国やインドなどでは、「先占」の法理は使われていない。他方、コロンブスやクックは、カリブ海地域にもオーストラリア大陸にも先住民族が居住していたことを探検時から知っていたが、先住民族を、政治的・法的主体とはみなさず、その結果、こうした人民の権利を一方的に剥奪することになった。つまり、「先占」の法理は、植民地主義的であると同時に（近代）国家主義的論理であり、その点で極めて時代錯誤的な論理なのである。因みにオーストラリアでは、1999年6月最高裁判所が下したマボ判決（Mabo Decision）により、クックの探検によって行われた「無主地」・「先占」の法理による領土化が、アボリジニーおよびトレス海峡諸島民などの先住民族を無視した、受け入れがたい行為として無効とされた。さら

に、先住民族の権利は連邦憲法を超える権利として認定されてもいる<sup>17)</sup>。

ともかく「先占」の法理を考えれば、「尖閣諸島」はそもそもこの法理が適用可能な地域に位置するのだろうか。中国政府の主張によれば、「尖閣諸島」は1534年中国から琉球王国に派遣された使節である冊封使の記録『使琉球録』以来、その歴史的文献に現れている。また冊封使が、中国から琉球に最初に派遣されたのは、1372年のことであり、福州（図2参照）から那覇に至るその航路から考えれば、さらに古い時代から「尖閣諸島」がその標識島として使用されていたことは容易に想像できる。その点、「先占」の法理の適用そのものがまず、「尖閣諸島」を語る論理として不適切である。

第二の問題は、日本政府が認識する「先占」の過程そのものが植民地主義であるという点だ。「先占」の嚆矢となった人物、「尖閣諸島」のコロンブスと呼ぶべき人物は、古賀辰四郎という日本の「民間人」である。（彼は、「尖閣の開拓者」<sup>18)</sup>とも呼ばれている。）日本政府の見解を確認すれば、日本国民であるこの古賀によって、「尖閣諸島」は1884年に初めて「探検」され、その翌年の85年9月からわずか10年、沖縄県が再三調査を行って「無主地」であることを確認し、1895年1月の閣議決定によって領土に編入された。ここで重要なことは、古賀を日本政府が「沖縄県在住の民間人」<sup>19)</sup>（傍点筆者）といういい方で紹介していることだろう。中国政府の主張する冊封使の記録から明らかなように、1429年～1879年に沖縄島を中心に奄美群島、八重山諸島を版図とする琉球王国という小さいけれども確固たる国家が存在していた。本稿では琉球王国を構成した人民とその子孫を「琉球人・琉球民族」とし、彼らを先住民族とみなすが、古賀辰四郎はその「琉球人」ではない。彼は、九州・福岡県（現在の八女市）出身の「日本人」であり、1879年2月に商売を始めるべく、那覇へ渡航した人物である。琉球王国は日本政府により、1879年3月に消滅させられるが、古賀が那覇に到着した時、琉球王国は依然として存在しており、琉球政府にとって彼は「日本人」という「外国人」に他ならなかった。その後、古賀は、琉球併合のどさくさの中で、同年5月那覇に商店を開き、1882年5月には八重山諸島の石垣島大川村（当時）に支店を出し、羽毛、フカヒレ、鼈甲、鰹節、貝類などを扱って成功を収めた。とくに、ボタンの材料になる貝（夜光貝など）を欧米人向けに神戸に輸出するなどの商才を発揮したことが知られている。当初は故郷の茶葉を扱った他、琉球の遠洋漁民の伝統的な海産物で中国への輸出品であったフカヒ

レ、スルメ、イリコ（ナマコを乾燥させたもの）、そして八重山諸島を主要な生産地とする貝類（貝殻）を那覇で扱っていた。（市川，2009，129－130）こうした事業展開の中で、彼は「尖閣諸島」の存在を知ることになるが、その情報を彼に伝えたのは取引関係にある漁民たちであった。漁民たちは、そこに無人島があること、アホウドリを中心とする海鳥の楽園であること、その周辺で夜光貝やフカヒレ、鼈甲が取れることなどを伝えたい。（平岡，2005，54）実業家としての古賀は、アホウドリの羽毛が、夜光貝などと同じく、欧米に輸出できることなどから探検を試み、領土化の後には「尖閣諸島」でアホウドリの羽毛、フカヒレや鼈甲の採取を直接経営するようになった。最盛期には年間15万羽のアホウドリを捕獲したといわれたが、こうした乱獲によって一定の資源が1900年には枯渇を見せはじめると、古賀は黒潮に乗って北上するカツオを利用する鰹節の加工に「尖閣諸島」での事業を移すことになる。（平岡，2005，55－57）

さて、コロンブスが来る前に、カリブ海の先住諸民族はその島々を知り尽くしており、クックが来る前にアボリジニーがオーストラリア大陸を知り尽くしていたとすれば、「尖閣諸島」の存在は、その情報源となった琉球漁民が知り尽くしていたことになる。つまり、古賀による「発見」と「開拓」の輝かしい物語は、日本政府が「日本人」を前面に出して脚色した植民地形成の物語にすぎない。琉球併合が、日本政府とその軍事力によって実行された1879年前後、そのどさくさに紛れて一儲けしようと日本から琉球に渡り、利権を買い漁って「琉球人」の不評を買った日本人商人は「寄留商人」<sup>20)</sup>と呼ばれるが、古賀はその典型的な例に他ならないのだ。「尖閣諸島」が日本「固有の領土」になった翌1896年9月、日本政府は古賀に対して、同諸島の30年間の無償貸与を認め、彼は先述した事業を展開するが、これは植民地における典型的な本国人への利権配分である。この点、琉球併合のプロセスを植民地化だとすれば、古賀の探検は日本国民による正当な領有権確保の行為とみなすことはできない。

第三の問題は、この地域の主権が日本政府自身によって放棄された事例の存在である。琉球併合自体のプロセスは後述するが、中国政府は、1878年9月～10月に駐日公使を通して、日本政府による琉球併合政策の展開に対し、「弱国」を欺く「不信不義無情無理」であると日本政府に厳しい抗議を行った。（上村，2001，144－145）そして、琉球王国が日本に併合されると、中

国政府は外遊中であったグラント元米国大統領を仲介に、問題の解決を図ろうとした。そこで登場するのが、琉球王国の分割提案（「分島・増約案」）<sup>21)</sup>である。ここで、中国政府は沖縄島周辺に琉球王国を存続させ、奄美群島は日本領に、また宮古・八重山諸島を中国領とする3分割案を提示した。これに対し、日本政府は、1871年に対等条約として締結された日清修好条規の日本に有利な改正（中国国内での通商権の日本人への承認）を条件に、沖縄島、久米島以北を日本領とし、尖閣諸島が現在属する宮古・八重山諸島以南を中国領とする提案を行った。1880年に妥協が成立し、1881年2月に調印式が予定されていたが、琉球王国を分割するべきではないなど中国政府内部の反対が再燃し、調印は不成立に終わった。しかし、日本政府がこの時期「尖閣諸島」を含むこの地域を中国領とみなした責任は重大であり、「歴史的に一貫してわが国の領土たる南西諸島の一部」という日本政府の見解も大きな矛盾を露呈している。

第四の問題そして最大の問題は、日本政府が琉球王国とその植民地化の事実を隠蔽している点だろう。

#### 4. 植民主義的拡張の土台としての「琉球併合」

筆者は、2001年4月に発表した「近代国家日本と『北海道』『沖縄』の植民地化」（『先住民族の「近代史」－植民主義を超えるために』）で、1879年3月に行われた「琉球併合」を侵略による植民地化とみなし、国際法上違法であると主張した。また、2012年11月（26日）に、東京で開催された「第11回『歴史認識と東アジアの平和』フォーラム・東京会議」において、「琉球併合」の視点から「尖閣諸島」問題を考える論文「領土問題と歴史認識－『尖閣諸島』問題を先住民族である琉球民族の視点で考える」を、中国、韓国の研究者の前で発表した。こうした中、中国政府の見解とも近い「人民日報」は、2013年5月（8日）、中国社会科学院の2人の研究者、張海鵬と李国強による「馬関条約と釣魚島問題を論じる」と題する論文を掲載したが、ここでは「尖閣諸島」の領有権を超えて、琉球（沖縄）の帰属自体が依然「未解決」という極めて興味深い主張が展開されている。

安倍晋三政権の菅義偉官房長官は、これに対し「筋違い」、「不見識」というコメントを寄せたが、これ自体がさらに重要な植民地に関する歴史認識の欠如を示唆している。「歴史的に一貫してわが国の領土たる南西諸島の一

部」という日本政府の見解の矛盾は、「尖閣諸島」を含む宮古・八重山地域ばかりを対象とするのではなく、琉球王国自体がどのような過程を経て、「沖縄県」という日本の一部になったかの問題に由来しているからだ。

日本は、1850年代の幕末の時期から西欧列強との関係を調整していたが、やがて徳川幕府による封建体制が崩壊し、1868年には「明治維新 (Meiji Restoration)」と呼ばれる天皇を中心とした近代国家体制をスタートさせた。日本の南方に位置した琉球王国は、1872年9月、王政復古である明治維新に対し、伊江王子・尚健を使節団長とする慶賀使を、日本の新しい首都となった東京に派遣することになった。琉球は、中国との間に「朝貢」関係を維持すると同時に、日本に対しても朝鮮と並ぶ「通信の国」として、それまでも江戸に使節を派遣しており、こうした外交儀礼の延長としての使節の派遣であった。しかし、明治天皇との接見の中で、日本政府は突然これを機に琉球王国を「琉球藩」とすること、琉球国王を「琉球藩王」とし、華族の一員とすることを伝えた。これを外交関係の、新しいが名目上の展開と考えた琉球使節団は、帰路外務省に立ち寄り、1609年の薩摩藩の侵攻後奪われた奄美諸島から与論島までの琉球領土の返還を外務大臣に要求している。ここで外務省を訪れた理由は、日本政府内部での位置付けが琉球王国から「琉球藩」に、あるいは琉球国王から「琉球藩王」になっても、琉球の管轄は外務省とされたからに他ならない。これは極めて矛盾した行政措置であって、植民地化の第一歩を示すものであった。例えば、「琉球藩」という呼称は、あたかも琉球王国を日本の国内と位置づけた感じを与えるが、封建時代の日本の国内行政単位であった「藩」は、その前年1871年7月に実施された「廃藩置県」によってすべて廃止され、これに代わってすでに302の「県」が国内には置かれていた。また、日本の「藩」のトップの肩書は「藩主」であり、「藩王」という名称は日本国内には存在したことがない。他方、日本の外務省は同じ9月に政府命令を発し、琉球王国が1850年代に、独立国家として米国 (1854年7月)、フランス (1855年11月)、オランダ (1859年7月) と締結した友好条約本文を没収し、これらの国際条約を日本政府が「継承」、所管する旨を関係国に通告した。「継承」という措置はその存在を認めたということでもある。(上村, 2001, 127-137)

さらに、日本の植民地主義を加速させたのは、1874年の「台湾出兵」であった。これは、近代日本の最初の本格的な帝国主義戦争であると同時に、琉

琉球王国の植民地化の重要なステップとなった。この始まりは、1871年12月に起きた「琉球宮古漁民遭難事件」である。琉球王国宮古島の漁民が、琉球政府への納税の帰り、台風のために台湾南部に漂着し、文化的な行き違いから、その多くが台湾の原住（先住）民族（具体的には、パイワン民族）によって殺害された。この事件を日本政府は1872年の「琉球藩」設置以来問題とするようになり、1873年6月の北京での交渉では次のように主張した。被害者の琉球漁民は日本国民であり、加害者の台湾原住（先住）民族は中国の国民である。また、事件の起きた場所も中国領土内であるから、中国政府は責任者を処罰し、賠償金を支払うべきである。これに対して、中国政府は、被害者は琉球国民であって日本国民ではなく、また事件の起きた場所や加害者は中国の統治権の外（化外）にあり、その点日本政府とは無関係であり、また中国政府にも責任はないと反論した。この台湾（南）東部は中国の統治権の外にあるという言葉を、日本政府は一方的に拡大解釈し、この地域をまさに国際法上の「無主地」とみなし、加害者の処罰と称して、日本軍による討伐戦争を開始したのが「台湾出兵」であった。1874年5月に始まった日本の軍事行動は、6月には終結するが、和平交渉は北京で10月まで継続した。この時期、1874年7月に日本政府は「琉球藩」の管轄を外務省から内務省に移管し、同時に那覇に置かれていた「外務省出張所」は「内務省出張所」に名称を変更された。交渉において、琉球住民を日本国民と言い切るための措置であったが、合理的に考えれば、まったく恣意的な政策でもある。（上村、2001、118-127）

しかし、「台湾出兵」が一段落した直後の1874年11月、琉球政府は、従来の朝貢関係の儀礼に従い、随員180名、帆船2隻からなる外交使節「進貢使」を北京に送った。独立国家としての自立的な外交行為である。しかし、琉球を国内化したと思いついていた日本政府は驚愕し、「琉球藩」の「非礼」を罰するための「琉球処分」の意向を固めることになる。日本政府は、松田道之を琉球「処分官」に任命し、松田は1875年7月、9項目から構成された政府命令（太政官通達）を首里城で、琉球政府の今帰仁王子・朝敷に手渡した。9項目とは、中国への「進貢使」・「慶賀使」の派遣の禁止、中国からの「冊封使」の受け入れの禁止、日本の年号の全面使用、中国福建に置かれた在外公館である「琉球館」の廃止、藩制改革、留学生の東京への派遣、日本軍の駐屯地の建設などである。（上村、2001、139-143）

留学生の東京派遣などの項目は受け入れられたが、琉球政府は、外交権の剥奪に断固として抵抗した。1875年10月に琉球政府は、日本政府に9項目の多くは受け入れられないとの「嘆願書」を提出した。これに対し、日本政府は、「琉球藩」の持つ「裁判権」と「警察権」を日本政府の「内務省出張所」に移管することを決定し、琉球政府が抗議する中、2つの内政権は、1876年5月に剥奪された。しかし、抵抗は続いた。同年12月、琉球政府は日本政府の侵略行為を中国政府に訴える「密使」を日本政府の監視の目を掻い潜って派遣したが、ここで中国政府に渡された琉球国王の親書の内容は興味深い。琉球は、中国と独自の外交関係にある独立国であるから日本政府による外交権の剥奪は不当なものであり、中国や欧米諸国に「万国公法」による善悪の判断を仰ぎたいという内容であった。まさに、1907年6月、大韓帝国がオランダのハーグに「密使」を送り、日本政府の暴虐を訴えた事件（ハーグ密使事件）と同じ構造であった。さらに、琉球政府は、日本政府による不正義を訴えた「密書」を、かつての条約締結国の代表である、東京にある米国、フランス、オランダの公使に送った。米国公使ジョン・ピングムは、その書簡を本国政府に伝えることを約束し、また、1877年12月に東京に着任した中国の何如璋公使は、李鴻章の指示の下、日本政府との間で交渉を繰り返した。（上村、2001、143-146）

さて、1878年5月に内務大臣大久保利通が暗殺され、その後任に伊藤博文が就任するが、琉球併合の完成は、韓国併合の責任者でもある伊藤の下で最終段階を迎えることになる。「処分官」松田道之は、1879年3月、3度目の琉球出張を命じられた。しかし、今回の出張には、随行官9名、内務省出張所の増員32名に加え、武装警察官160余名、さらに鹿児島で合流した熊本鎮台所属の日本軍歩兵400余名が伴っていた。さらに、内務省官吏として文官であった松田には、その後の植民地総督のように、武装警官隊ばかりでなく、武官として日本陸軍を指揮する権利が、また、もし琉球政府に抵抗する者がある時には、これを逮捕あるいは殲滅する権利が与えられた。1879年3月27日、那覇港で下船した日本の武装部隊が首里城に駆け上って、これを包囲する中、松田「処分官」によって、「琉球藩」を廃止し、「沖縄県」を設置するという政府命令が、琉球政府代表の今帰仁王子に手渡され、軍事力の下、合意が強要された。そして、王府のあった首里城は、日本政府への明け渡しを命じられた。（上村、2001、146-149）ここに琉球王国は消滅し、日

本の国内行政機関である「沖縄県」が設置されたが、その内実は琉球の植民地化であり、「沖縄県」機関は本来「琉球総督府」とでも呼ぶべきものであった。

まさに、琉球王国は、日本政府の武力の下で植民地として併合されたが、日本政府はこれを国内にある、非礼で愚かな「琉球藩」に対して厳正なる「処分」を行い、一般行政機関である「沖縄県」を遅れて設置したにすぎない、つまり、一貫して国内問題として処理し、この本質を隠蔽することになる。これが、現在まで続く、教育を受けた一般的な日本人の「沖縄」認識である。まさに、その最中に「尖閣の開拓者」と呼ばれた古賀辰四郎も那覇を闊歩していたこと、その「発見」が疑問視されるべきことは、「尖閣諸島」問題の前提とされるべきだろう。しかし、日本政府の論理はこれにまったく言及していないし、市民的論理に最も近い元外交官の孫崎享も、琉球王国の存在を暗黙に言及しながら、これを領土交渉の視点に含めていない。(孫崎, 2011, 61)<sup>22)</sup>

## 5. 中国政府の論理の問題と琉球民族の権利に基づいた新たな共生への提言

### 1) 中国政府の論理の構造的な問題

日本政府の領土論の論理に比較すれば、中国政府のそれは相対的に健全とも言える。そこには、歴史的検証があり、その中に植民地支配や帝国主義戦争に関する視点が一貫しているからだ。しかしながら、重要な1点は日本政府と同じ構造だろう。それは、国家主義の発想で領土問題を考えようという視点である。少なくとも「人民」の視点から国家構築に努力してきた国でありながら、枠組みとしての国家主義が前面に出る発想は残念でならない。例えば、中国政府の論理の根幹は、琉球王国に派遣された冊封使の公式記録のひとつである『使琉球録』(1534年)、『重編使琉球録』(1561年)、『使琉球雑録』(1683年)などの公文書や政府文書の性格を備えた『日本一鑑』(1556年)などの歴史的文献であり、これらに基づいて作成された地図『籌海図編』(1562年刊行と推定)などである。(濱川, 2007, 3-5)しかし、こうした文書も、国民国家の意識のなかった古い時代に、「尖閣諸島」を琉球への中国皇帝の使節の航路の標識島として位置付けているだけで、中国国民の実効的な支配地域あるいは生活圏としての位置付けを示しているものではない。

い。さらに重要なことは、こうした論議が、国家主義の延長として、現存の国家間にしか問題を設定してこなかった点と連動していることだ。つまり、これまでの中国政府の主張も、冊封使に言及しながら、派遣された先の琉球王国を前提に、「尖閣諸島」問題を論じてこなかったという大きな矛盾を持っていた。例えば、日本人による「発見」に対し、これらの歴史文書から中国人による「発見」とそれ故の領土編入も主張されている。(劉, 1996) 幸い、人民日報に2013年5月8日に掲載された論文は、この矛盾から抜け出すことになるが、こうした問題への対応は緒についたばかりである。

現代の領土権の基礎は、多様な国際法主体の、歴史的で実効的でさらに正統な支配である。とくに、20世紀末からは、一方的で偏狭な国家主義の発想から抜け出す努力が積み重ねられている。もし、政府の公文書でしか、領土権の主張ができないのであれば、文字を持たなかった人民や目に見える(欧米人に認識できる)政府・行政機構を持たなかった人民には、領土権や土地権を主張する権利自体がないことになる。この点、オーストラリアやカナダでは、先住民族の土地権を確保するために、伝説や物語あるいは生活圏としての状況証拠が裁判で採用され、その権利の回復が認められている。1997年、カナダ最高裁判所が下したデルガムーク判決(Delgamuukw Decision)などはその好例であり、また、2007年9月に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国連宣言」も、第25条、第26条、第32条などで、先住民族が領土を持つ権利を明確に確認している。

## 2) 琉球人民・民族の視点から考える「ユクン・クバシマ」

歴史の流れで見れば、既存の国家のみに国際社会の主体性が考えられるのではなく、現在では多くの非国家主体にもこの権利が想定されるようになった。その中でも、先住民族という主体が多くの領土問題に関わることは繰り返し述べてきたが、「尖閣諸島」問題では、琉球人民・民族(琉球人)をその主体としてみなすことができる。言い換えれば、琉球人の実効支配あるいは、より優しい表現を使えば、生活圏として「尖閣諸島」があったと考える必要があるのではないだろうか。

### ①「神木」クバが群生する島々と豊かな漁場

琉球では、「尖閣諸島」は、古くから知られており、宮古・八重山諸島の言葉では「イーグン・クバシマ」、また沖縄島の言葉では「ユクン・クバシマ」と呼ばれてきた。(我如古, 2013, 24)

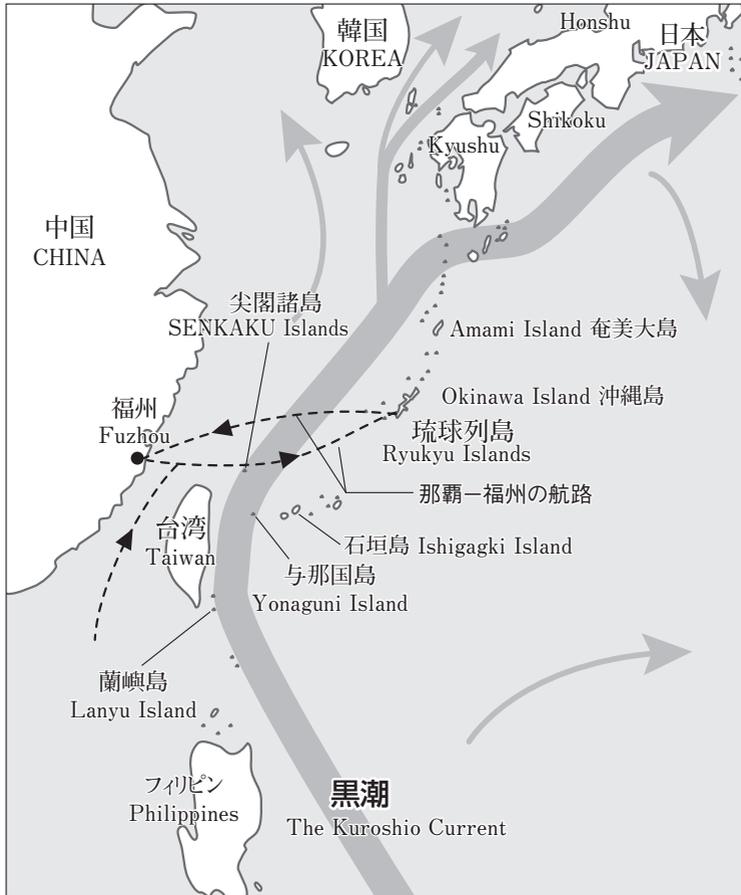


図2 黒潮の流れと東アジア

まず、いずれも、クバシマと呼ばれてきた点が重要だろう。日本でいう棕櫚科のビロウは、琉球ではクバと呼ばれるが、神が地上に降りる際に使う「神木」として、「御嶽」（聖拝所：ウタキ）と深い関係をもっている。その点尖閣諸島は琉球人にとって標識島であると同時に、一定の聖地だったかもしれない。さらに、「神木」クバは生活用品の供給材でもあった。その葉は屋根を葺く材料、伝統的な小型舟・サバニの帆、団扇、笠、蓑、ロープ、<sup>つるべ</sup>筥、釣瓶（クバジ）や鍋、杓子（ティーアップル）など生活面で広範囲に使われた他、15mにもなる。幹は家の柱材に、新芽や若葉は食用になる。その

点、「尖閣諸島」を琉球人が「クバ」の島と呼ぶ理由は、現在の久場島を中心にこれらの島々に豊富なクバが群生していたからである。例えば、琉球各地で漁民や農民が愛用する「クバ笠」は、このクバ製であり、井戸から水を汲む際にはクバジューが利用され、舟に火種を保つ際にもこのクバジューが鍋として利用されたといわれる。また、台湾に近い与那国島の住民は、クバを生活用品としていたが、与那国島にクバは豊富ではなく、クバが豊富に群生する「尖閣諸島」にこれを採取に行ったという話も伝わっている<sup>23)</sup>。(図2での位置関係を参照)

さらに、宮古・八重山諸島の住民が使う「イーゲン」は釣り針のようなという島の形状を表すと思われるが、沖縄島の住民が呼ぶ「ユクン」はより重要だろう。実は、この沖縄島の住民とは、現在の糸満市に拠点を置く「糸満漁民」のことであり、古賀辰四郎に尖閣諸島の存在とその経済的価値を教えたのも、石垣島に居住するようになったこの糸満漁民である。(我如古, 2013, 24)<sup>24)</sup> 糸満漁民は、「海の狩人」とも表現されるように、小さな舟(一般に、サバニ)を駆使しながら、古くから広く琉球列島に拡大して遠洋漁業に従事し「俵物」と総称される中国との交易品の生産を担った人々でもある。19世紀には、北は日本列島の能登半島沖から台湾海域にまで、また20世紀になると東南アジアやオーストラリアにまで漁業活動を展開したことが「記録」された人々である。彼らは、「琉球併合」の直前に八重山諸島にも定住するようになったが、それ以前は各島の浜辺に仮小屋を建て、遠洋漁業に従事していた。(加藤, 2012, 62-70) 確認するが、石垣島で古賀辰四郎に「尖閣諸島」の詳しい情報を伝えたのも糸満漁民であり、また彼の事業に結びついて八重山諸島に漁業をもたらしたのも糸満漁民である。糸満漁民の八重山諸島での定住地のひとつは、小浜島にあるが、この集落の名前が「細崎(クバサキ)」であることは興味深い。また、彼らの伝統的な漁獲物は、先述したように、琉球王国から中国への輸出品であるフカヒレ、スルメ、イリコで、そのひとつフカヒレは、1700年代に交易量が拡大するが(加藤, 2012, 69)、これは琉球諸島各地にこの時代糸満漁民が大きく展開したからだと考えられる。その点、「尖閣諸島」周辺での海産物として、フカヒレが登場するのも偶然とは思えない。

## ②「風待ち」場所としての島々

八重山諸島に定住するようになって、糸満漁民は「尖閣諸島」のことを

「ユクン・クバシマ」と呼び続けた。我如古朋美の研究によれば、「ユクン」とは、「休んでいきなさい：ユックティーケー」という表現から生まれた言葉と推定され、「尖閣諸島」はこの地域を利用する琉球の漁民や航海士にとって、大陸方面から琉球列島に渡る際、荒天でこの地域の海が荒れた場合のいわゆる「風待ちの場所」であったようだ。(我如古, 2013, 25-26) とくに、「尖閣諸島」の東には「沖縄トラフ」と呼ばれる深みがあり、この上を黒潮が流れるために、海が荒れることが少なくない。(図1参照) 魚釣島は真水が取れる貴重な島であり、また魚釣島や久場島でクバを使った船の修理などができるとすれば、「尖閣諸島」一帯は好天や風の日を待つ「風待ち」には最適の場所であったはずである。

この点、琉球船の航海士や船員の視点も重要である。中国政府が領土権の根拠とする冊封使を載せた中国の公船（御冠船・冊封使船）が琉球を訪れたのは、新しい琉球王を公認するためであり、1372年～1866年に20数回程度である。つまり、平均すれば、約20～25年に1度派遣されたにすぎない。それに対し、琉球から中国に派遣された琉球船は、琉球出身の歴史家である西里喜行によれば、進貢船、謝恩船、迎接船、護送船（他地域からの漂着者などを送った船）など多岐にわたり、1644年に始まる清朝の時代の約200年間だけでも1000隻以上の琉球船が「尖閣諸島」を標識島として、那覇－福州の航路を利用していた。(我如古, 2013, 23-24)<sup>25)</sup> 明朝においても、琉球王国は朝貢貿易に関して、中国政府から一貫して優遇され、その初期には「朝貢不時」（朝貢を自由に行ってよい）が認められ、福州などの港市を自由に使うことができた。さらに、シャム、マラッカ、パタニ、アンナンなどの東南アジアに派遣された琉球の公船は1425年～1570年の期間に106隻に及ぶが、こうした東南アジアから帰還する船も台湾海峡を北上し、「尖閣諸島」周辺で黒潮を東に横断していた。(図2参照) こうした情景は、中継貿易国とした大航海時代を謳歌した琉球王国の実態から容易に想像することができる。

糸満の漁民や航海士・船員の生活は文献史料の世界には距離があるが、これらの状況を総合すれば、まさに「尖閣諸島」の歴史的かつ実効支配の主体あるいは生活圏とした住民のアイデンティティは、琉球人民・民族であると推論できるだろう。これは、「尖閣諸島」問題ばかりでなく、現在関心が広がりつつある琉球人としてのアイデンティティやその権利の確認の問題にも深く関係している<sup>26)</sup>。

ただし、先住民族が主張する領土権は、アイヌ民族の「北方領土」に対する主張にあったように一般に排他的なものではない。1970年に台湾政府は、外交部声明として、「台湾省住民の長期にわたる継続的使用」を主張している。(孫崎, 2011, 71) もし、「尖閣諸島」一帯が生活圏として使用されてきたとすれば、台湾宜蘭県などの漁民、また伝統的な漁民である蘭嶼島の原住民(先住)民族であるタウ民族などが黒潮に乗って伝統的に利用していた可能性も否定できない。(図2参照) そうであれば、ひとつのアイデアは、琉球人民・民族と台湾原住民(先住)民族の領土権を確認しながら、日本、中国、台湾の各国政府が従来の領土論を取り下げ、先住民族の権利を尊重し、地域の琉球人や台湾人などを主体として、共存・共生の空間あるいは平和の空間を創造することである。この論理によってこそ、日中(台)間の国家的緊張は正当かつ合理的にあるいは「熟成した知恵」を使って回避することができるのではないだろうか。

## 6. さいごに：アジアにおける先住民族問題と既存の国家主権の相対化

アジアには、欧米の帝国主義の影響で多くの植民地が形成されたが、日本のように、これを模倣しながら、国民国家形成を隠れ蓑に植民地を拡大した国家も少なくない。そして、その犠牲者として先住民族が存在し、その多くは今回紹介した領土問題とも大きく関わっている。こうした領土問題を含む、アジアの国家間の利害の調整には、正しい歴史認識がやはり不可欠であるが、その主体のひとつとして先住民族を含めることが重要だろう。領土問題に、その存在を忘れれば、私たちはかつての帝国主義諸国と同じ過ちを犯すことになるだろう。アジアでこそ、多様で多元的な市民社会が実現することを期待したい。

### 注

1) この基本的な議論としては、以下の文献を参照。

Crowford, James, "The Rights of Peoples", Oxford University Press, 1988.

2) 「先住民族」概念の登場に関しては、以下の文献を参照。

Anaya, S. James, "Indigenous Peoples in International Law Second Edition", Oxford University Press, 2004.

3) 先住民族の国連における活動は、以下の論文を参照。

上村英明『先住民族の権利に関する国連宣言』獲得への長い道のり』『PRIME』第27号，明治学院大学国際平和研究所，2008年。

- 4) 国境によって分断された領土も多い。例えば，マサイ民族の領土はケニアとタンザニアに，サーミ民族の領土はノルウェー，スウェーデン，フィンランド，ロシアに分断されている。アイヌ民族の領土も正確には，ロシアと日本に分断された。
- 5) 外務省『われらの北方領土 2012年版』外務省，2012年，4頁。
- 6) 外務省 HP「尖閣諸島についての基本見解」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/kenkai.html>，2013年9月26日)を参照。
- 7) 主要なところでは，1785年最上徳内が北方「探検」，1798年近藤重蔵，最上徳内が東蝦夷地および千島「探検」，1808年間宮林蔵，松田伝十郎らが樺太「探検」に派遣されている。
- 8) 外務省，同上，6頁。
- 9) 上村英明『先住民族の「近代史」—植民地主義を超えるために』，平凡社，2001年，103頁および『知っていますか？アイヌ民族一問一答 新版』解放出版社，2008年，41頁。
- 10) 「尖閣諸島」という名称は，魚釣島の急峻な形状と「英国海軍水路誌」にある Pinnacle Islands を意識し，領有化後の1900年に日本人によって命名された。
- 11) 2012年に入ってから，4月には石原慎太郎都知事の「尖閣諸島」購入演説が米国・ワシントンで行われ，同年9月に野田佳彦政権による国有化が実施された。また中国政府も2013年11月に「尖閣諸島」を含む海域上空に「防空識別圏」を設定した。
- 12) 例えば，2012年9月28日には『領土問題』の悪循環を止めよう！—日本市民のアピール』が呼びかけられた。この中では，民間・市民レベルの対話を促進して，国境周辺の共同開発，共同利用が提案されている。
- 13) アンドリュー・ジャクソンは第7代米国大統領で，十分な教育を受けられなかった開拓移民の出身で初の大統領となった。初等教育や（白人男子）普通選挙などを確立して，民主主義の進展に貢献したが，同時に人種主義者として，先住民族からの広大な土地の収奪や大虐殺の責任者でもある。
- 14) 外務省 HP「尖閣諸島についての基本見解」，同上を参照。
- 15) 中国政府の主張に関しては，以下の文献などを参照。  
劉文宗「釣魚島に対する中国の主権は弁駁を許さない」『北京週報』1996年，第34号。

- 16) これに関しては、以下の文献などを参照。

Gilbert, Jeremie, "Indigenous Peoples' Land Rights under International Law From Victims to Actors", Transnational Publishers, 2006, 3-40pp.
- 17) マボ判決については、以下の文献などを参照。

吉川仁『「マボ判決」について』『法と政治』関西学院大学, 第47巻第1号, 1996年。
- 18) 石垣市には、1998年に建立された「古賀辰四郎尖閣列島開拓記念碑」がある。
- 19) 外務省 HP「尖閣諸島に関する Q & A」([http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/qa\\_1010.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/qa_1010.html), 2013年9月26日)を参照。その他、朝日新聞も「尖閣諸島」に関する論説記事(2014年1月1日)で、古賀を「日本の民間人」と紹介している。
- 20) 琉球併合のころに沖縄にやってきた日本人の商人で、大阪、鹿児島出身者が多く、米や砂糖の取引を独占して、琉球人の反発を買った。(『沖縄コンパクト事典』琉球新報, 2003年3月1日) 因みに、古賀が戸籍を「沖縄県」に移動させたのは1895年のことである。
- 21) これに関しては、以下の文献などを参照。

羽根次郎「尖閣問題に内在する法理的矛盾—『固有の領土論』の克服のために」『世界』岩波書店, 第836号, 2012年11月, 116-118頁。
- 22) 孫崎は、「一八七〇年代以前に、尖閣諸島が日本の領土であったことはない」と琉球王国の存在を示唆しているが、これに言及してはいない。
- 23) 古賀辰四郎を紹介した HP「尖閣諸島の開拓者・古賀辰四郎氏のこと」では、この話が紹介されており、また事業を始めたばかりの古賀もクバの葉や幹を屋根や壁に利用した仮小屋を建設している。( <http://senkakusyashintizu.web.fc2.com/page053.html>, 2013年9月26日) また、与那国島から黒潮に乗れば、労せずして半日で魚釣島に着き、その意味で「生活圏」であったともいわれている。
- 24) 三木健「八重山から見た尖閣諸島」『うらそえ文藝』浦添市文化協会, 第16号, 2011年, で、糸満漁民の間で昔から尖閣諸島周辺が豊かな漁場と認識されていたことが紹介されている。
- 25) 西里喜行「中琉日関係から考える『尖閣問題』の歴史的前提(8)」琉球新報, 2012年12月6日。尚、緑間栄も、中国の冊封船・御冠船自身が、琉球人の航海士を利用していたことを指摘している。(緑間, 1998, 51)
- 26) 琉球では、2013年5月15日に「琉球民族独立総合研究学会」が設立された。この学会の立ち位置に関しては、友知政樹「琉球独立 学会設立, 世界と連携へ」朝

日新聞, 2013年8月10日, を参照。

参考文献：

- ・新崎盛暉 (2012), 「沖縄は, 東アジアにおける平和の「触媒」となりうるか」(『現代思想』第40巻第17号, 2012年12月, 148-157頁)。
- ・市川英雄 (2009), 『糸満漁業の展開構造—沖縄・奄美を中心として』, 沖縄タイムス社。
- ・井上清 (2012), 『「尖閣」列島—釣魚諸島の史的解明』, 現代書館。
- ・上村英明 (2001), 『先住民族の「近代史」—植民地主義を超えるために』, 平凡社。
- ・上村英明 (2008), 『知っていますか!? アイヌ民族一問一答 新版』, 解放出版社。
- ・上村英明 (2012), 「領土問題と歴史認識—『尖閣諸島』問題を先住民族である琉球民族の視点で考える」『第11回「歴史認識と東アジアの平和」フォーラム東京会議報告資料集』第11回「歴史認識と東アジアの平和」フォーラム東京会議実行委員会, 2012年。
- ・加藤久子 (2012), 『海の狩人沖縄漁民—糸満ウミンチュの歴史と生活誌』, 現代書館。
- ・我如古朋美 (2013), 「尖閣諸島を巡る議論と琉球のアイデンティティ」, 『惠泉アカデミア』第18号, 2013年。
- ・春原剛 (2013), 『暗闘 尖閣国有化』, 新潮社。
- ・テッサ・モーリス＝スズキ (2012年) (辛島理人訳) 「想像された地図—メディア, 政治, そして北東アジアの領土問題」(『現代思想』第40巻第17号, 2012年12月, 196-200頁)。
- ・張海鵬・李国強 (2013), 「馬関条約と釣魚島問題を論じる」(『人民日報』, 2013年5月8日) (日本語訳は, 人民網日本語版: 2013年5月8日)。
- ・太壽堂鼎 (1998), 『領土帰属の国際法』, 東信堂。
- ・豊下楯彦 (2012), 『「尖閣問題」とは何か』, 岩波書店。
- ・西里喜行 (2012), 「中琉日関係から考える『尖閣問題』の歴史的前提(1)~(9)」琉球新報, 2012年11月5日, 11月8日, 11月12日, 11月15日, 11月19日, 11月29日, 12月3日, 12月6日, 12月13日。
- ・羽根次郎 (2012), 「尖閣問題に内在する法理的矛盾—『固有の領土論』の克服のために」(『世界』第836号, 2012年11月, 112-120頁)。
- ・濱川今日子 (国会図書館外交防衛課) (2007), 『尖閣諸島の領有をめぐる論点一日

中両国の見解を中心に』国会図書館 (ISSUE BRIEF) No. 565, 2007年。

- ・原田禹雄 (2006), 『尖閣諸島一冊封琉球史録を読む』, 榕樹書林。
- ・平岡昭利 (2005), 「明治期における尖閣諸島への日本人の進出と古賀辰四郎」(『人文地理』第57巻第5号, 45-60頁)。
- ・保阪正康, 東郷和彦 (2012), 『日本の領土問題—北方四島, 竹島, 尖閣諸島』, 角川書店。
- ・孫崎享 (2011), 『日本の国境問題—尖閣・竹島・北方領土』, 筑摩書房。
- ・孫崎享 (2012), 『検証 尖閣問題』, 岩波書店。
- ・緑間栄 (1998), 『尖閣列島』, ひるぎ社。
- ・山田慶兒 (2013), 『海路としての〈尖閣諸島〉—航海技術史上の洋上風景』, 編集グループ SURE。
- ・吉野裕子 (2004), 『扇一性と古代信仰』, 人文書院。
- ・劉文宗 (1996) 「釣魚島に対する中国の主権は弁駁を許さない」『北京週報』, 第34号。